

学校いじめ防止基本方針

学校法人履正社 履正社中学校
履正社高等学校

《学校いじめ防止基本方針》

いじめは、いじめを受けた生徒の内面を深く傷つけるものであり、また将来にわたってその傷を引きずって健全な成長に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。本校では全教職員が、あらゆる教育活動を通して、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、いじめを傍観したりする行為も含めて決して許さない姿勢で臨みます。

「いじめ等は、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることで、まただれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。」との前提のもとで、いじめに関しては担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まず、関係する教職員が連携して一致団結して臨みます。

また、生徒のどんな些細なことでも親身になって相談に応じることで教職員と生徒、また生徒同士の心の交流を図り、お互いの信頼関係を十分構築しながら、学校内にいじめを生まない雰囲気を作り、いじめを許さない生徒集団の意識を育成したいと考えています。

そのためには、学校でのあらゆる教育活動を通して、教職員が生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重して接することで、生徒が他者の生命や人権を、自己の生命や人権と同じように尊重する精神を貫く生き方を身につけ、ひいてはすべての生徒の人間性の健全な発達を支援するという観点で指導します。

本校では、建学の精神を「校訓 3 綱領」に表わしています。「履正不畏」「報本反始」「勤労愛好」の 3 つです。謙虚な心で先人の恩に感謝し、正義と真理の探究を勇氣と責任をもって履み行い、国家・社会や文化の発展に貢献するということが本校の教育の根幹です。したがって、いじめは人間形成を行うという本校の理想からかけ離れた、重大な人権侵害問題であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

《学校いじめの防止のための常設組織》

- 1 名称 「学校いじめ対策委員会」
- 2 構成員 中学校校長、高校校長、中学校教頭、高校教頭、中学校教務部長、高校教務部長、生徒指導部部長、人権教育係主任、当該生徒学年主任、当該生徒担任、養護教諭、学校カウンセラー
- 3 主な役割
 - ア) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ) いじめの未然防止のための施策
 - ウ) いじめ事象への対応と指導
 - エ) 教職員の資質向上のための校内研修の実施
 - オ) その他、いじめ防止に必要なことがらの検討